平成２５年（フ）第４４５号
千葉県船橋市薬円台５丁目２番７号　としつぐビル201号
債務者　鬼塚　和男
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５５号
千葉県市川市幸２丁目１番２―1011号サニーハウス南行徳Ｂ棟
債務者　林野絵理奈（旧姓井木）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６４号
千葉県市川市曽谷８丁目14番７号国分ハイツ201号
債務者　小林　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
千葉県館山市上真倉1924番地の１
債務者　石井知江子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１７８号
新潟市東区牡丹山５丁目13番24号　シャルム下沢106号
債務者　滝沢　厚二
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
新潟市東区牡丹山５丁目13番24号　シャルム下沢106号
債務者　滝沢　トシ
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
長野市安茂里小市４丁目25番５―５号　Ｂ―86
債務者　中村　銃子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
長野県埴科郡坂城町大字坂城10153番地
債務者　高橋　孝信
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５８号
長野県上田市上田原1139番地１　ホワイトタウン10号
債務者　加甲　篤教
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６４号
長野県上田市常磐城３丁目７番38号
債務者　船崎　和子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０８号
長野県安曇野市豊科高家2406番２号地
債務者　梶原　一男
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４４号
長野県茅野市北山3413番地27　車山ハイランドホテル内
債務者　丸　　敏郎
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４７９号
岐阜県羽島郡笠松町月美町43番地
債務者　安田　守正
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４１号
岐阜県山県市岩佐91番地３
債務者　直井　章夫
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
岐阜市茜部菱野２丁目34番地５　つばめビル606号
債務者　後藤　研一
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
三重県鈴鹿市長太旭町１丁目１番23号　ファーストマンションＮＡＧＯ208号
債務者　松尾　広徒
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９９号
三重県津市垂水638番地37、前住所三重県津市緑が丘１丁目20番地２
債務者　秋田　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
津地方裁判所破産係